

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税の免除）</p> <p>第23条の4 局長は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下この項において「集団移転促進法」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業（東日本大震災復興特別区域法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）により当該復興整備計画を作成した同法第46条第1項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第2条第1項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。）の用に供するため、当該復興整備事業の実施区域（東日本大震災復興特別区域法第64条第1項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。）内の土地の所有者が、当該土地を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の取得をした場合における当該土地の取得に対しては、当該取得が平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、その取得者の申請により不動産取得税を免除する。</p>	<p>附 則</p> <p>（東日本大震災に係る復興整備事業における被災関連市町村との交換による土地の取得に係る不動産取得税の免除）</p> <p>第23条の4 局長は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下この項において「集団移転促進法」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業（<u>復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法</u>（以下この条において「<u>旧特区法</u>」という。）第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）により当該復興整備計画を作成した<u>旧特区法</u>第46条第1項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第2条第1項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。）の用に供するため、当該復興整備事業の実施区域（東日本大震災復興特別区域法第64条第1項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。）内の土地の所有者が、当該土地を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の取得をした場合における当該土地の取得に対しては、当該取得が平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り</p>

2 [略]

(東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免)

第23条の5 局長は、東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（法第73条の14第6項に規定する公共事業に限る。）の用に供するため、不動産を収用されて補償金を受けた者、当該復興整備事業を行う者に当該復興整備事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは当該復興整備事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に当該復興整備事業の用に供されることが確実であると認められるものとして同項の政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年を経過する日後に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと局長が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、法第73条の14第6項の政令で定めるところにより、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

2 [略]

、その取得者の申請により不動産取得税を免除する。

2 [略]

(東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免)

第23条の5 局長は、東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（法第73条の14第6項に規定する公共事業に限る。）の用に供するため、不動産を収用されて補償金を受けた者、当該復興整備事業を行う者に当該復興整備事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは当該復興整備事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に当該復興整備事業の用に供されることが確実であると認められるものとして同項の政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年を経過する日後に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと局長が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、法第73条の14第6項の政令で定めるところにより、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩手県県税条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。